

アマチュア局『基本保証』手続きガイド

JARDの保証を受ける場合は、この手続きガイドに沿って、JARDへの『保証願書』をご記入のうえ、総合通信局等へ提出する『無線局免許（変更）申請書』及び『無線局事項書及び工事設計書』を添えてJARD保証事業センターにお申し込みください。

【 保証の対象となる送信機 】

1 無線局の免許申請（開設）の場合

- 技術基準適合証明機器（技適機器）以外の送信機
（自作機、外国製機器、キット組立機など）
- 技適機器の送信機にブースタや附属装置を取り付けたもの
- メーカー製品改造機

注1：いずれの場合も空中線電力200W(*)以下に限ります。

注2：「技適機器」は平成17年12月に施行された新スプリアス規格による証明を受けたものを指します。

注3：平成17年11月以前の旧スプリアス規格による証明を受けた機器は、経過措置の終了に伴い、平成29年12月以降は保証対象となりました。

2 無線局の変更申請（取り替え、増設、変更）の場合

- 免許を受けた送信機に、新たにブースタや附属装置を取り付けるもの
- 免許を受けた送信機を取り替え、増設（※）又は一部分を変更するもの

注：いずれの場合も空中線電力200W(*)以下に限ります。

一部分を変更する場合、許可された送信機の最大空中線電力が20W以下の場合に、附属装置を接続するものは管轄の総合通信局へ届出を行ってください。

また、許可された送信機に新たにブースタを接続する場合、その最大出力が20W以下であれば管轄の総合通信局へ届出を行ってください。

※ 技適機器への取り替え、技適機器の増設は除きます。

- 設置場所の変更（移動範囲の変更）の場合

注：空中線電力200W(*)以下に限ります。

技適機器のみの設備の場合も、設置場所の変更が保証の対象となります。

(*)50MHz帯以下の周波数帯に限ります。144MHz帯から高い周波数帯については、次のURLから「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」別表第1号の空中線電力欄をご確認ください。

<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/material/ama/hosyo.pdf>

※次の場合、総合通信局等へ直接申請を行ってください。

空中線電力200Wを超える場合

技適機器のみの開設及び変更

既に許可を受けている空中線電力20W以下の送信機に20W以下のブースタや附属装置を取り付けるもの

【 保証を受けるにあたっての適合性の確認 】

JARDでは、平成29年12月1日からすべての保証の審査において、平成17年12月に施行された新スプリアス規格に適合していることを確認して保証を行っています。

これは、国が定めた平成17年12月のスプリアス規格改正に伴う経過措置が平成29年11月30日までで終了したことに伴うものです。

保証を行うにあたって、

(1)平成17年11月以前に旧スプリアス規格により設計・製作された機器（「スプリアス確認保証可能機器リスト」（※1）に掲載されている無線機を除く。）による手続きの場合は、新スプリアス規格に適合していることを個別に確認する必要があるため、追加資料を提出していただくなどにより適合性を確認させていただきます。

※1：JARDのWebサイトで掲載機器の確認が可能です。

https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_01.pdf

(2)平成17年12月以降に設計・製作された機器については、新スプリアス規格に適合していることが前提となりますので、その旨記述していただきます。

なお、具体的な確認方法は7ページの

【 新スプリアス規格であることの具体的な確認方法について 】を参照して下さい。

【 保証願書の記入例 】

1 書面により申請する場合

「保証願書の記入例」を参考に「保証願書」を記入してください。

なお、ご不明な点はJARDホームページをご覧になるか、JARD保証事業センターにお問い合わせください。

●JARDホームページ ⇒ <https://www.jard.or.jp/warranty/index.html>

●JARD保証事業センター ⇒ 電話 03-3910-7263

2 電子申請により申請する場合

JARDの以下のサイトからお手続きください。

⇒ http://www.jard.or.jp/hosho/contents/guidance_03.html

【 保証料のご案内 】

保証願書の記入が済んだら、保証を受ける送信機の台数に応じた次の保証料をお振込みください。保証を受ける送信機の台数により保証料が異なります。

なお、平成30年4月1日から保証料の改定を行いますのでご注意ください。

(6ページに平成30年4月1日以降の保証料のお知らせがございます。)

- 1 無線局の免許申請（開設）の場合
 - 1台のみ 4,000円（税込）
 - 1台を超え5台まで 6,000円（税込）
 - 5台を超え 8,000円（税込）
- 2 無線局の変更申請（取り替え、増設、変更）の場合
 - 1台のみ 3,000円（税込）
 - 1台を超え 5,000円（税込）
- 3 設置場所変更（移動範囲の変更）の場合
 - 台数に関係なく1件 2,500円（税込）

注：同時に無線設備を変更しようとする場合は、「2 変更の場合」の保証料のみとなります。

※1：保証料は、技適機器のみ（プースタ等なし）の送信機の台数を除いて算定してください。（例図を参照）

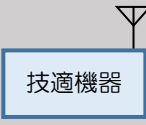
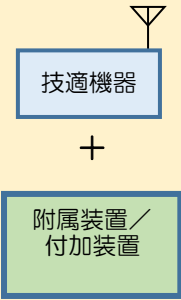

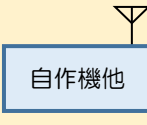
※2：保証料は、協会の瑕疵により無線局免許が得られない又は無線設備の変更が認められなかった場合を除き、返戻いたしません。

※3：設備共用の場合の保証料（台数の算定）

同時に保証を受ける場合であって、設備共用する場合の保証料は、代表する1名を正規の保証料とし、その他の者については保証料の対象台数に含めません。ただし、共用する全員について、最低台数は1台以上としてください。

※4：出願者からの申し出により出願を取り下げる場合の保証料の返戻は、出願者が支払った保証料から当該書類の郵送料及び振込手数料を差し引いた額を返戻します。

(例 図)

ケース別	〔 第1送信機 〕 技適機器のみ ※：新スプリアス規格の技適機器	〔 第2送信機 〕 技適改造機器又は 技適機器+附属装置等	〔 第3送信機 〕 JARL 登録機種	〔 第4送信機 〕 自作機他
無線設備の内容	 注：旧スプリアス規格の技適機器は保証対象になりません。			
保証審査の対象	対象外	対象	対象	対象

※上記の場合は、第1送信機が保証審査の対象外となるため、台数の算定は、3台となります。(技適機器は新スプリアス規格による技適証明を受けたもの)
 注：旧スプリアス規格の技適機器はH29.12.月以降保証対象となっています。

【 保証料の振込等 】

保証料の振込等は、次の方法でお願いします。

1 郵便局の口座振替（払込み）の場合

振替口座 00120-1-729584

加入者名 JARD保証事業センター

2 銀行振込の場合

(1) 三菱東京UFJ銀行（0005） 駒込支店（店番 061）

普通預金 口座番号 0438903

名 義 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 保証事業

(2) ゆうちょ銀行 〇一九店（店番 019）

当座預金 口座番号 0729584

名 義 JARD保証事業センター

（カナ） （ジェイエーアールディーホショウジギョウセンター）

3 直接納付の場合

JARD保証事業センターにて直接納付できます。（現金のみ）

※1：お振込みの名義は、必ず出願者名（社団局の場合は、代表者名）と
してください。

※2：振込等の手数料は、お客様にてご負担ください。

※3：振込等を証する書類は、保証願書の所定の位置に貼付してください。
なお、控えは必ずコピーを取るなどしてお手元に保管してください。

【 申込書類 】

1 書面により申請する場合

次の書類をJARD保証事業センターまでお送りください。

- ① 保証願書
- ② 無線局免許（変更）申請書
（開局の場合、免許申請手数料（国へ納付）の金額分の収入印紙を必ず貼り付
けてください。）
- ③ 無線局事項書及び工事設計書
注：②及び③の書類は、総務省（電波利用ホームページ）や各総合通信局等か
らダウンロードして使用するか、一般社団法人日本アマチュア無線連盟
（JARL）が販売している各種申請書類のものをご使用ください。
- ④ 無線局免許状送付用封筒（切手貼付）

2 電子申請により申請する場合

JARDの以下のサイトからお手続きください。

⇒ http://www.jard.or.jp/hosho/contents/guidance_03.html

【 申請書類の送付先 】

〒170-8088

東京都豊島区巣鴨3-36-6 共同計画ビル

JARD保証事業センター基本保証

注：ご郵送の場合は、追跡等が可能な簡易書留郵便としてください。

【 各種お問い合わせ先 】

JARD保証事業センター基本保証 まで
電 話 03-3910-7263
FAX 03-3910-7277
E-mail hosho@jard.or.jp

【 お知らせ 】平成30年4月1日からの保証料について

JARDでは平成29年12月1日に保証料の見直しを行いました。
新しい保証料の適用は、平成30年4月1日からとなります。

(平成30年4月1日からの保証料について)

- 1 無線局の免許申請（開設）の場合
基本料に2台目以降の装置の台数分の料金を加算した額
 - 基本料（1台分の保証料を含みます。） 4,000円（税込）
 - 2台目以降（装置1台毎に） 1,000円（税込）
- 2 無線局の変更申請（取り替え、増設、変更）の場合
基本料に2台目以降の装置の台数分の料金を加算した額
 - 基本料（1台分の保証料を含みます。） 4,000円（税込）
 - 2台目以降（装置1台毎に） 1,000円（税込）
- 3 設置場所変更（移動範囲の変更）の場合
 - 台数に関係なく1件当たり 2,500円（税込）

注：同時に無線設備を変更しようとする場合は、「2 無線設備の変更申請（取り替え、増設、変更）の場合」の保証料のみとなります。

【 新スプリアス規格であることの具体的な確認方法について 】

新スプリアス規格に適合していることの具体的な確認方法は以下のとおりです。

1 「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されている機器の場合

これまでどおりのお申込みにより保証を行います。

なお、掲載機器を使用したお申込みの場合、追加資料の提出は不要です。

2 「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されていない機器の場合

お申し込みの際、これまで提出をお願いしている送信機系統図（付加装置との接続を含む）、附属装置の諸元に加えて、次のような資料などを提出していただくことにより保証を行います。

(1) 国内メーカー製機器（平成 17 年 11 月以前の旧スプリアス規格により設計・製作されたもの）について

- ① JARL 登録抹消機種（JARL 登録機種以前の機種含む。）及び JARL 登録機種
- ② 旧規格の技術基準適合証明機器
- ③ メーカー製機器を一部改造したもの（自作機としては扱いません）

（提出いただく資料）

新スプリアス規格を満たしている事の確認ができる資料（※2）の提出をお願いします。

※2：「帯域外領域」及び「スプリアス領域」それぞれ 1 波分について、測定を行ったスペクトラムアナライザの画面の写真など

この場合の測定周波数及び電波の型式については、当該無線機を使って主に運用する周波数帯など適宜選定して下さい。

なお、実際に使用した測定器の名称、測定日及び測定者の氏名は記述していただきますが、その測定器が 1 年以内の較正の有無については記述不要です。

また、JARD が必要と判断する場合には、追加の資料の提出をお願いすることがあります。

(2) 自作機、キット、外国製の機器について

- ① 平成 17 年 11 月以前の旧スプリアス規格により設計・製作されたもの
(1)の国内メーカー製機器に同じ
- ② 平成 17 年 12 月以降に新スプリアス規格により設計・製作されたもの
保証願書に平成 17 年 12 月に施行された新スプリアス規格により設計・製作したものであることの記述（自作機）、又は平成 17 年 12 月以降に設計・製作されたものであることの記述（自作機以外）を行って申込をして下さい。

なお、JARD が必要と判断する場合には、新スプリアス規格を満たしていることの確認ができる資料の提出をお願いすることがあります。